

平成12年5月19日付け公告（京都市自転車等放置防止条例第5条の規定により撤去した自転車を保管する場所の変更）を次のように改め、平成17年4月1日から実施します。

平成17年3月22日

京都市長 榊本 頼兼

名 称	位 置
寺町臨時保管所	京都市中京区寺町二条下る榎木町450番地の1
三条千本保管所	京都市中京区壬生天池町5番地2
十条保管所	京都市東山区福稲川原町1番地
吉祥院保管所	京都市南区吉祥院仁木ノ森町10番地
久世橋御前保管所	京都市南区吉祥院池田南町1番地
石田保管所	京都市伏見区石田森東町46番地

（建設局道路部放置車両対策課）